

函館市日乃出清掃工場の整備 および管理運営事業

実施方針

令和元年 1 2 月 1 3 日

函 館 市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集および選定に関する事項.....	5
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	8
IV	公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項.....	9
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	9
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	10
VII	法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項.....	11
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	11
	様式第1号 実施方針に関する質問および意見書.....	12
	別紙1 計画地案内図.....	13
	別紙2 事業スキーム図.....	14
	別紙3 予想されるリスクおよび本市と事業者のリスク分担表.....	15

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本市	: 函館市をいう。
本事業	: 函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
工場棟	: 函館市内で発生する、住民ならびに事業者が排出する燃やせるごみおよび破碎処理可燃性残さ等の処理をするとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。
管理棟	: 職員執務室、会議室、更衣室、休憩室、湯沸室、宿直室、物品庫、書庫、見学者用諸室等、市が本施設を管理するための施設をいう。
計量棟	: 本施設に搬入される一般廃棄物および燃料・薬剤等資材、搬出する処理残さ等を計量する施設をいう。
外構施設等	: 構内道路、駐車・駐輪場、構内排水設備、植栽、外灯、門囲障等をいう。
本施設	: 函館市日乃出清掃工場をいう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	: 選定された応募者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された応募者の構成企業およびSPCで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
応募者	: 本事業の応募に参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成企業	: 応募者を構成する企業をいう。
代表企業	: 応募者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
建設JV	: 本市と建設請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
基本契約	: 事業者に本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設請負契約	: 本事業の設計および建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設請負契約および運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計、建設および運営の実施状況についての本市の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称
函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類
ごみ焼却処理施設

(3) 公共施設等の管理者
函館市長 工藤 壽樹

(4) 事業目的
函館市（以下、「本市」という。）は、市内で排出される燃やせるごみおよび破碎処理可燃性残さ等を函館市日乃出清掃工場（以下、「本施設」という。）で焼却処理している。
函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業（以下、「本事業」という。）は、本施設の既存建屋を利用し、施設稼働と並行したプラント設備の更新および管理運営について、民間事業者の有する技術能力や経営能力を活用し、効率的かつ効果的な、施設の設計・建設および運営を行うことを目的とする。

(5) 本施設の整備概要

全体	建設予定地	北海道函館市日乃出町 28 番（別紙 1 参照）
	敷地面積	9,195.61 m ²
工場棟	施設規模	300t/日（3 炉構成）
	処理方式	全連続燃焼ストーカ焼却方式
	排ガス処理	ろ過式集じん器，乾式吹込み方式，燃焼制御方式，活性炭噴霧
	排水処理	ごみ汚水：炉内噴霧による酸化蒸発処理 灰汚水：凝集沈殿ろ過処理後，灰押出機等の灰冷却水に再利用，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流 洗車排水：沈砂槽で処理後，下水放流 生活排水：下水放流 プラント排水：処理後，灰冷却水等として再利用，余剰排水は下水処理水で希釈後，下水放流
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式 エコノマイザ
	発電設備	蒸気タービン発電
その他施設	管理棟，計量棟，外構施設等	

(6) 処理対象物
・燃やせるごみ
・破碎処理可燃性残さ

(7) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市が所有する本施設について設計・建設、運営を一括して受託する DBO 方式とする。

イ 契約の形態

- (ア) 本市と事業者は、基本契約を締結する。
- (イ) 基本契約に基づいて、本市は、設計企業と建設企業による建設 J V 等と本事業に係る建設請負契約を締結する。
- (ウ) 基本契約に基づいて、本市は、S P C と運営委託契約を締結する。
- (エ) 基本契約、建設請負契約、運営委託契約の 3 つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙 2 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間：令和 3 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 7 年間
- (イ) 運営期間：令和 4 年 4 月から令和 26 年 3 月までの 22 年間（既設 2 号炉および既設 3 号炉ならびに各新設炉の竣工以降の運営（令和 10 年 3 月全面供用開始））

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
実施設計	←→						
1 号炉整備		←→					
2 号炉整備				←→			
3 号炉整備						←→	

※ 既設 2 号炉については、令和 4 年度から令和 5 年度まで、既設 3 号炉については、令和 4 年度から令和 7 年度まで運営すること

エ 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

(ア) 事業者が行う業務

- ①事前調査等に関する業務
 - 1) 本市が行う各種調査の支援
 - 2) 本市が行う各種許認可申請等支援
- ②本施設の設計・施工に関する業務
 - 1) 本施設の設計・施工
 - 2) 本施設の設計・施工に関連する施設整備
 - 3) 官公署等への申請
- ③本施設の運営に関する業務
 - 1) 運転管理業務
 - 2) 用役管理業務
 - 3) 維持管理業務
 - 4) 余熱利用管理業務（売電収入の管理を除く）
 - 5) 運営事業終了時の引継業務
 - 6) 清掃業務
 - 7) 安全管理業務
 - 8) 警備業務
- ④その他の業務
 - 1) 本市の交付金申請手続き支援

- 2) 情報管理業務
- 3) 住民対応業務（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 本市が行う業務

- ① 事前調査等に関する業務
 - 1) 用地の確保
 - 2) 各種許認可申請等
 - 3) 生活環境影響調査
- ② 本施設の設計・施工に関する業務
 - 1) 設計および施工に関するモニタリング
- ③ 本施設の運営に関する業務
 - 1) 受入業務
 - 2) 余熱利用管理業務（売電収入の管理）
 - 3) 副生成物等の運搬業務
 - 4) 運営に係るモニタリング
- ④ その他の業務
 - 1) 交付金申請手続き
 - 2) 住民対応業務（本市が負担すべき範囲）

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計業務および建設業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

本市は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に 1 回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（燃やせるごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

キ 本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金（地域計画に基づく事業実施のために国が市町村に交付する交付金）の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、建設 J V は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(8) 事業スケジュール（予定）

ア 優先交渉権者の選定	令和 2 年 11 月
イ 仮契約の締結	令和 3 年 1 月
ウ 契約議案の議会への提出	令和 3 年 2 月
エ 特定事業契約の締結	令和 3 年 3 月
オ 本施設の整備	令和 3 年 4 月～令和 10 年 3 月（7 年間）
カ 本施設の供用開始	令和 6 年 4 月より順次（令和 9 年度全面供用開始）
キ 本施設の運営	令和 4 年 4 月～令和 26 年 3 月（22 年間）

(9) 関係法令等の遵守

本市および事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則および要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定および公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業を P F I 法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた本市

の財政負担の縮減を期待できる場合または本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

Ⅱ 民間事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者の募集および選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性および公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集および選定は、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

2 事業者の募集および選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和元年 12 月 13 日（金）	実施方針の公表
令和元年 12 月 13 日（金） ～12 月 23 日（月）	実施方針に対する質問・意見の受付
令和 2 年 1 月 15 日（水）	実施方針に対する質問・意見への回答の公表
令和 2 年 3 月中旬	特定事業の選定・公表
令和 2 年 4 月下旬	募集公告（募集要項等の公表）
令和 2 年 4 月下旬	募集要項等に対する説明会および現地見学会
令和 2 年 5 月中旬	質問の受付（第 1 回）
令和 2 年 6 月上旬	質問回答の公表（第 1 回）
令和 2 年 6 月下旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和 2 年 7 月中旬	資格審査結果の通知
令和 2 年 7 月下旬	質問の受付（第 2 回）
令和 2 年 8 月中旬	質問回答の公表（第 2 回）
令和 2 年 9 月中旬	提案書の受付
令和 2 年 11 月中旬	優先交渉権者の決定および公表
令和 3 年 1 月中旬	仮契約締結
令和 3 年 3 月下旬	本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問および意見の受付

実施方針に関する質問および意見を、様式第 1 号により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和元年 12 月 13 日（金）～12 月 23 日（月）午後 3 時

(イ) 提出方法：意見の提出方法は、原則として、添付の様式第 1 号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、函館市事務局に送信して提出すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した C D - R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

○E メール：kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

○郵送先：〒040-0022 北海道函館市日乃出町 2 6 - 2

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

○電話番号：0138-56-6615

イ 実施方針に対する質問および意見への回答

提出された質問・意見および質問に対する回答は、令和 2 年 1 月 15 日（水）から、本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、P F I 法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和 2 年 3 月中旬に公表する。

エ 公募（募集要項等の公表）

令和 2 年 4 月下旬に募集要項，要求水準書，特定事業契約書（案），優先交渉権者決定基準および様式集を公表し，公募を行う。

オ 募集要項等の公表以降について

募集要項等の公表以降の手続きについては，募集要項において提示する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は，次のとおりとする。

- ア 応募者は，設計企業，建設企業および運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし，応募者は本市との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定める。
- イ 参加表明書提出以後，応募者の構成企業の変更は，原則として認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，本市と協議のうえ，これを決定する。
- ウ 応募者の構成企業は，原則として，他の応募者の構成企業になることはできない。なお，本市が事業者と特定事業契約を締結後，選定されなかった応募者の構成企業が事業者の業務等を支援および協力することは可能とする。
- エ 優先交渉権者は，仮契約締結時までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を函館市において設立するものとする。応募者の構成企業のうち，設計企業（プラント担当），建設企業（プラント担当），運営企業については，SPC へ出資することとし，応募者の構成企業以外の者の出資は認めない。また，代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2) 応募者の要件

応募者の構成企業は，次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験およびノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて，令和 2 年 4 月時点において函館市の競争入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は，次の要件を全て満たしていること。なお，設計企業の役割を，土木・建築担当，プラント担当に分割し，それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建築設計を実施する企業にあっては，建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) プラント設計を実施する企業にあっては，地方公共団体の一般廃棄物処理施設について，以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の設計実績を 1 件以上有すること。
 - ②平成 14 年 12 月 1 日以降の竣工（完成）実績であること。
 - ③1 炉につき 100 t / 日以上とし，2 炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備を有すること。
 - ⑤3 年以上の稼動実績を有すること。
- オ 建設企業は，次の要件を全て満たしていること。なお，建設企業の役割を，土木・建築担当，プラント担当に分割し，それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建築施工を実施する企業にあっては，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 建築施工を実施する企業にあっては，参加表明書の提出期限日において，函館市競争入札参加有資格業者として建築一式工事の工種に登録されており，函館市内に本店がある企業については，その建築一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が A 級に格付けされていること，函館市外に本店がある企業につ

いては、参加表明書の提出期限日において、経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

- (ウ) プラント施工を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) プラント施工を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。
 - ①以下の②～⑤の全ての要件に当てはまるストーカ炉の建設実績を1件以上有すること。
 - ②平成14年12月1日以降の竣工（完成）実績であること。
 - ③1炉につき100t/日以上とし、2炉構成以上であること。
 - ④ボイラータービン式発電設備を有すること。
 - ⑤3年以上の稼動実績を有すること。
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (イ) 一般廃棄物を対象とし、発電設備を有する全連続燃焼式焼却炉（2炉構成以上）の運転管理実績を1件以上有していること。
 - (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後5年間以上配置できること。
 - (エ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 応募者の構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- イ 函館市において定める要領において指名停止期間中である者
- ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- オ PFI法第9条の規定に該当する者
- カ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社および日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面および人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- キ 「函館市日乃出清掃工場整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面および人事面において関連のある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

4 審査および選定に関する事項

(1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者等で構成される選定委員会において行う。

(2) 審査の手順および方法

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、公募時に公表する「優先交渉権者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は選定委員会の提言を受けて優先交渉権者を決定し、審査結果を公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備および運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび本市と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備および運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

Ⅳ 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 本施設

所在地	北海道函館市日乃出町 28 番
敷地面積	9,195.61 m ²
区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
容積率	60%以下
建ぺい率	200%以下
その他	日影規制あり。防火地域，高度地区指定なし。

Ⅴ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合，本市と事業者は，誠意をもって協議するものとし，協議が整わない場合は，法令および特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については，函館地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市および事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、本市および事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置に関する事項

本市は、P F I 法に規定する法制上および税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、特定事業契約については、令和3年2月開会（予定）の市議会定例会における議決により締結する予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

函館市環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当

〒040-0022

北海道函館市日乃出町2-6-2

電 話 0138-56-6615

F A X 0138-56-3498

E-mail kankyoh-shinshori@city.hakodate.hokkaido.jp

様式第 1 号 実施方針に関する質問および意見書

函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業
実施方針に対する質問および意見書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

提出者

会社名 _____
所在地 _____

担当者

氏 名 _____
所 属 _____
電 話 _____
F A X _____
メールアドレス _____

函館市日乃出清掃工場の整備および管理運営事業の実施方針に対して、以下の質問および意見がありますので提出します。

■ 質問

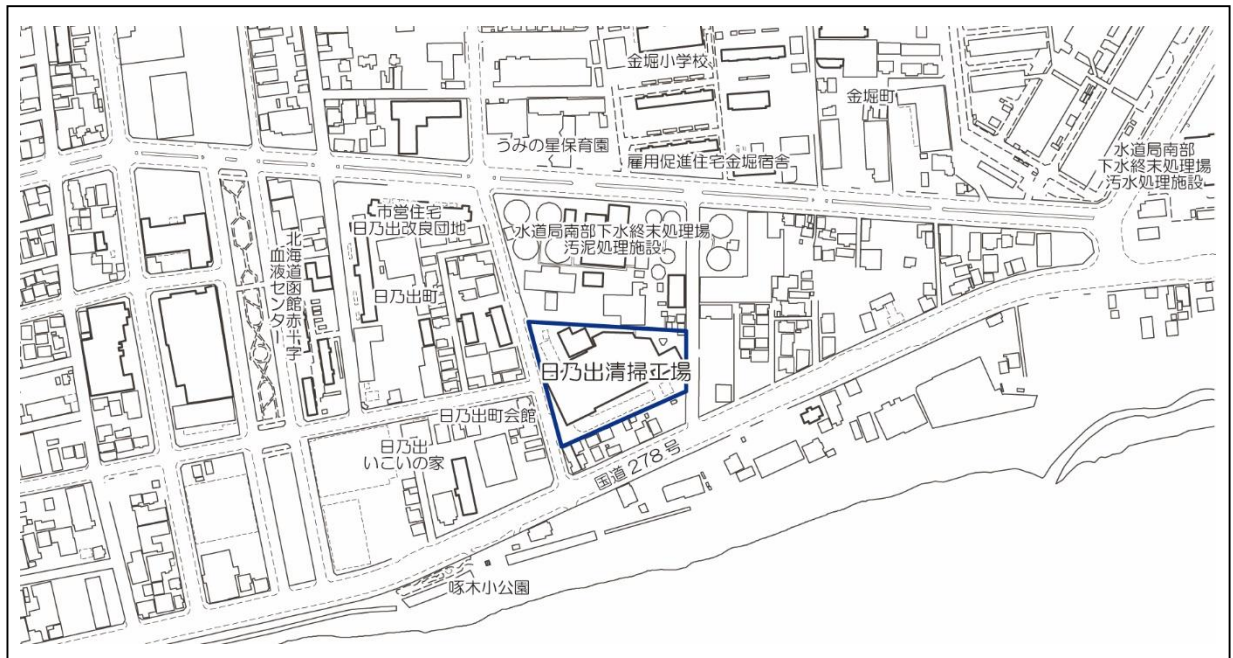
No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容
(例)	2	I	3	(7) オ (ア) ①	事前調査等に関する業務	〇〇〇〇…
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて
ご記入いただき提出ください。

■ 意見

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容
1						
2						
…						

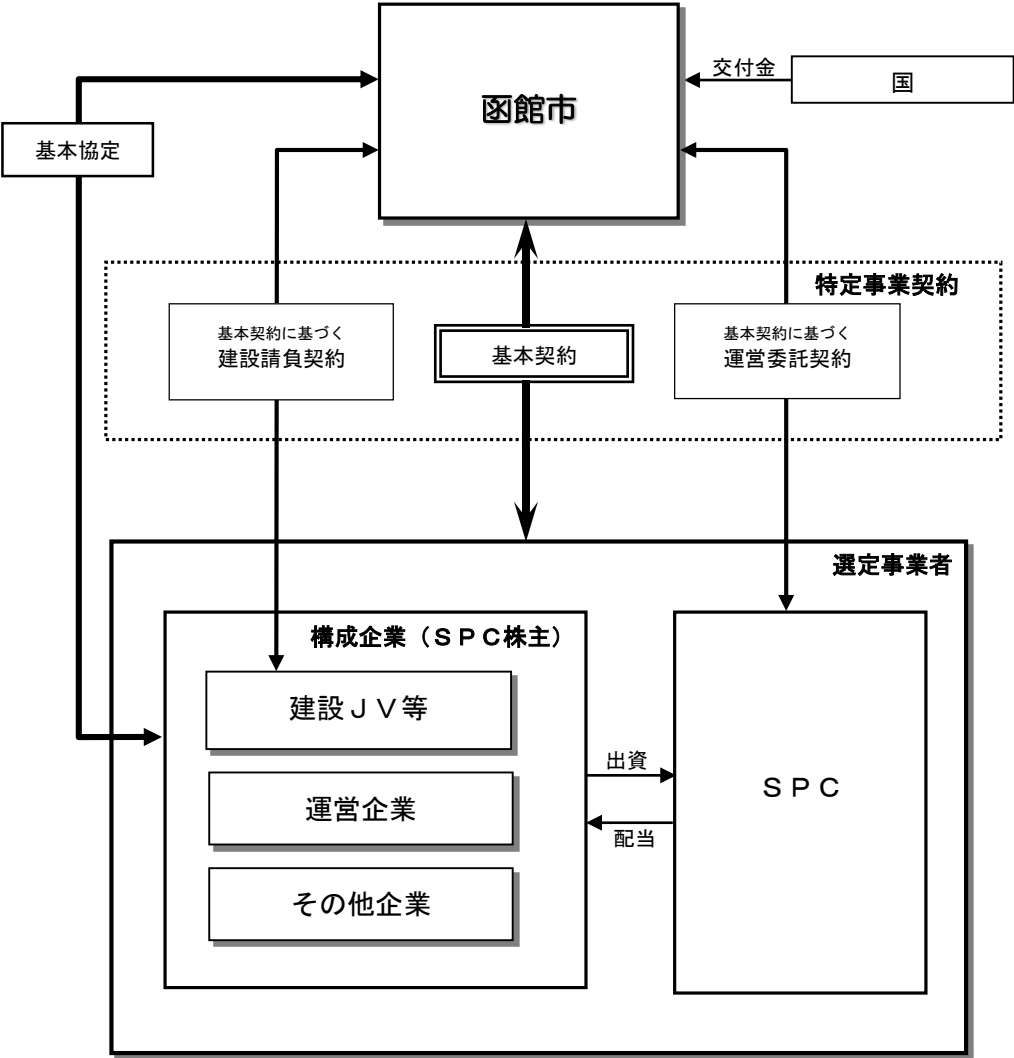
別紙 1 計画地案内図



< 広域図 >



別紙 2 事業スキーム図



※構成企業の一部は、SPCに出資しないことも認める

別紙3 予想されるリスクおよび本市と事業者のリスク分担表

○：主分担 △：従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集書類	募集要項、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用	応募費用に関するもの		○	
	契約締結	議会を含む市の事由により契約が結べない等※ ¹	△	△	
		事業者の事由により契約が結べない等※ ¹	△	△	
	用地確保	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更	本事業に直接関係する法令の変更等 上記以外の法令の変更等	○	
		税制度変更	事業者の利益に課される税制度の変更等 上記以外の税制度の変更等		○
					○
		許認可	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの 市が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
					○
		交付金	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないまたは交付遅延等 上記以外のもの		○
				○	
	社会	近隣対応	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等 上記以外のもの	○	
		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害 上記以外のもの		○
					○
		環境保全	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化および法令上の規制基準不適合等		○
	物価変動	施設の供用開始前のインフレ・デフレ※ ²		△	○
				○	△
		事業の中止・遅延	市の指示、市の債務不履行によるもの 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの	○	
	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※ ³	○	△	
	設計段階	設計変更	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの 事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
					○
		測量・地質調査の誤り	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
					○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの 上記以外の要因によるもの	○			
				○	
建設段階	工事費増大	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの 上記以外の要因によるもの	○		
	工事遅延	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの 上記以外の要因によるもの	○		
					○
	一般的損害	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
維持管理・運営段階	性能	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○	
	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動※ ⁴	○	△	
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動※ ⁵	○	△	
	不適物混入	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大	○		
	性能	要求水準の不適合		○	
	施設瑕疵	維持管理・運営期間中における施設瑕疵に関するもの		○	
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
	施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大 施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの ごみ収集車・搬入車に起因するもの		○	
				○	
				○	

※¹ 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※² 建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなど市の負担となる。維持管理・運営期間中は基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

※³ 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※⁴ 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。

※⁵ 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金および変動料金の2部料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。